**【主要課題】**

第２編　各論　　５　発達支援と教育の充実

**①　障害の早期発見及び保護者への支援体制の充実**

* 障害の早期発見の機会と療育の場の充実とともに、保護者への支援の充実が求められています。
* 障害児支援に携わる事業者や従事者の質の向上が求められています。

**②　医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実**

* 障害児保育や、障害児支援サービスの質・量両面の充実、障害児とその家族への切れ目のない支援が求められています。
* 医療的ケア児や重症心身障害児への医療、福祉等の関係機関が連携した支援の充実が求められています。
* こども療育センター等における円滑な診察や通所療育の充実が求められています。
* 医療的ケア児支援法の施行や児童福祉法の改正に基づき、障害児とその家族を包括的に支援する観点から、支援の充実を図ることが必要です。

**【施策の方向性】**

**①　障害の早期発見及び保護者への支援体制の充実**

* 子どもの成長発育の確認や病気の早期発見のため、妊産婦・乳幼児健康診査を実施します。
* 発達障害の可能性がある子どものいる保護者を対象とした相談等を行うことにより、保護者の気付きを促すとともに、早期発見・早期療育に繋がるように支援します。
* 関係機関との一層の連携及び情報の共有により、発達障害を早期発見し、早期療育に繋がる体制を整備します。
* 就学時健診の場で、必要に応じて発達障害に関する相談を実施します。
* 児童発達支援サービス事業所への支援により、サービスの質の向上を促進します。

**②　医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実**

* こども療育センターや事業所における職員の専門性を高めるための研修などにより、一人ひとりの子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育体制や支援機能を充実します。
* 療育水準の維持・向上に努めるとともに、成長期にある障害児の地域生活の支援に努めます。
* 児童福祉法の改正に基づき、児童発達支援センターが障害児支援の中核的役割を担うためのあり方等を検討します。
* 医療的ケア児を支える家族の負担の軽減を図る支援等の充実に努めます。

**【主な事業・取組】**

第２編　各論　　５　発達支援と教育の充実

**①　障害の早期発見及び保護者への支援体制の充実**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 総合周産期母子医療センターの運営 | 広島市民病院において、産科センター、未熟児新生児センター、小児科、小児外科を集約し、子どもと母親に対する総合的な医療を提供 |
| 妊産婦、乳幼児健康診査 | 妊産婦・乳児一般健康診査、４か月児・１歳６か月児・３歳児の各健康診査を実施（１歳６か月児・３歳児に対しては、児童相談所と連携を図りながら、精神発達面の精密健康診査を実施） |
| 発達障害児早期発見・支援体制整備事業 | 乳幼児期の支援の充実を図るため、１歳６か月児健康診査後の「親子教室」の開催や、「５歳児発達相談」を実施。また、市内の小児科や保育園・幼稚園等へ乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先案内用リーフレットを配布 |
| 発達支援コーディネーターの養成 | 保育園・認定こども園における発達障害児支援のリーダーを養成する講座を新任者と経験者に分けて実施。さらに、発達障害児及びその保護者への支援を充実させるとともに、関係機関との連携を図るため、専門性向上のための講座を実施 |
| 新生児聴覚検査事業 | 聴覚障害を早期に発見し、適切な支援を行うことを目的として、新生児に対し聴覚検査を実施 |
| 就学時健診の実施 | 就学時健康診断の場で、必要に応じて発達障害に関する相談を実施 |

**②　医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 《新》 医療的ケア児在宅レスパイト事業 | 在宅の医療的ケア児の保護者の負担を軽減するため、保護者に代わって医療的ケアを行う看護師を派遣 |
| 《新》 児童福祉法の改正に基づき、児童発達支援センターのあり方等を検討 | 児童福祉法の改正に基づき、児童発達支援センターが障害児支援の中核的役割を担うためのあり方等を検討 |
| 児童発達支援センターにおける地域支援 | 身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応 |
| 《拡》 こども療育センター等における療育の実施 | こども療育センター（北部こども療育センター、西部こども療育センターを含む。）の外来診療部門において、障害児（発達障害児を含む。）の診断・外来療育、家族等への支援を実施。また、各センター内に併設している児童発達支援センターにおいて療育を実施するとともに、同センターにおける発達障害児の受入体制の整備等を実施 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 重症心身障害児（者）医療型短期入所事業 | 舟入市民病院において医療的ケアが必要な重症心身障害者を受け入れることができる短期入所事業の補助を実施 |
| 重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの支援の検討 | 国の動向を踏まえ、支援を充実するため、重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの報酬等の支援について検討 |
| 発達障害者支援体制づくり推進プログラムに基づく事業実施　〈再掲〉第２編　各論　　５　発達支援と教育の充実 | 発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実を図り、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を行うとともに、共生社会の実現に向けた取組を推進 |

**【主要課題】**

第２編　各論　　５　発達支援と教育の充実

**①　多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備**

* 障害児個々のニーズに応じた教育支援や就学・教育相談を含む教育の充実が求められています。
* 障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ教育を推進することが求められています。
* 学校卒業後の行き場の確保も含め、関係機関との一層の連携が求められています。

**②　生涯を通じた多様な学習活動の充実**

* 障害者が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、福祉施策、教育施策、スポーツ施策、労働施策等を連動させながら支援し、参加の機会を充実する必要があります。
* 障害者の生涯学習の場への参加を促すため、活動や行事等の情報発信に努めることが必要です。

**③　交流活動や放課後活動等の充実**

* 障害のある子どもの放課後や夏休みなどの長期休暇中に活動できる場を確保するとともに、活動内容を充実する必要があります。
* 障害のある子どもとない子どもの交流を学校生活以外の場においても推進する必要があります。

**【施策の方向性】**

**①　多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備**

* 一人一人の子どもの障害に配慮した指導や、教員研修等の充実などにより、子どもの能力を伸ばす教育指導の充実に努めます。
* 特別支援教育アシスタント及び学習サポーターの配置や、専門家チームによる巡回相談指導等の実施など、特別支援教育体制の充実に努めます。
* インクルーシブ教育システム構築に向けた学校の体制づくりなどについて実践的な研究に努めます。
* 医療的ケアが必要な子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、看護師の配置に努めます。
* 障害者の学校卒業後の関係機関との連携の充実に努めます。
* 急激な児童生徒数の増加に伴う教室不足に対応するため、広島特別支援学校の校舎を増築し、教育環境の充実を図ります。
* 就学・教育相談を行う職員の専門性の向上など、就学・教育相談の充実に努めます。

**②　生涯を通じた多様な学習活動の充実**

* 福祉や市民活動、教育等の関係部局が連携して、障害者の生涯を通じた多様な学習活動への支援について検討します。
* 活動やイベント情報等の情報を発信する障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）の充実を図ります。

**③　交流活動や放課後活動等の充実**

* 障害のある子どもの放課後や夏休み等の長期休暇中に活動できる場の確保と活動内容の充実に努めます。
* 特別支援学校・学級と地域との交流などにより、市民の障害や障害者への理解の促進に努めます。

**【主な事業・取組】**

**①　多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 巡回相談指導の実施 | 小・中学校等に在籍する発達障害等、特別な教育的支援の必要な児童生徒等に対し、適切な指導及び必要な支援を行うため、専門家チームによる巡回相談指導を実施 |
| 特別支援教育アシスタント及び学習サポーターの配置 | 小・中学校等の通常の学級に在籍する肢体不自由児への支援を行う特別支援教育アシスタント及び障害のある児童生徒等に限定せず学習支援を行う学習サポーターを配置し、学校生活上の支援を実施 |
| インクルーシブ教育に係る研究校等における取組の推進 | 幼稚園における園内の支援体制づくりに係る実践的な研究を実施。また、小・中学校においては、特別支援教育コーディネーターの専任化を図り、インクルーシブ教育システム構築に向けた校内の体制づくり等に係る実践的な研究を実施 |
| 障害のある子どもへの医療的ケア実施事業 | 小・中学校等の医療的ケアを必要とする児童生徒等が、安心して学校生活を送ることができるよう看護師を配置するとともに、今後の看護師配置に係る局を横断するシステムの構築に向けた検討を実施 |
| 広島特別支援学校校舎増築 | 急激な児童生徒数の増加に伴う教室不足に対応するため、広島特別支援学校の校舎を増築し、教育環境を充実 |

**②　生涯を通じた多様な学習活動の充実**

第２編　各論　　５　発達支援と教育の充実

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けた関係部局との検討 | 生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けた取組等について関係部局と検討 |
| 区スポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実　〈再掲〉 | 各区のスポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実 |
| 公民館での学習会開催、学習グループへの支援　〈再掲〉 | 事業や講座等を、障害者団体等との連携又は共催により実施。また、公民館において学習する障害者の自主活動グループに対して、運営方法、活動場所、他団体との連携等に関する相談対応、助言等を実施 |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 《拡》「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」の運営と掲載情報等の充実　〈再掲〉 | 障害や障害者に対する理解を深める情報、障害者に役立つ情報、障害者団体や支援団体の活動情報を発信する「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」を運営するとともに、掲載情報等の充実を図るため、本サイトに登録していない団体への登録勧奨等を実施〈マーガレットサイトＵＲＬ〉https://shougai-hiroshimacity.jp/ |

**③　交流活動や放課後活動等の充実**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 特別支援学校放課後対策事業、障害児いきいき活動事業 | 特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に、放課後及び長期休暇中における活動の場を提供 |
| 市立特別支援学校児童生徒の地域活動推進事業 | 市立特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、地域交流を促進する活動等の事業を行う地域活動グループ等に対し助成 |
| 放課後児童クラブへの障害児の受入れ | 放課後児童クラブへの障害児の受入れに対応するため、臨時指導員を配置するとともに、指導員への障害児に関する研修を実施。また、受入施設のトイレ改修や階段への手すり設置等を実施 |

第２編　各論　　５　発達支援と教育の充実